

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

B+

- 1 Xは会社法210条1項1号、民事訴訟法13条1項・23条2項に基づいて、Y社に対し本件新株発行の差止めの仮処分を申し立てた。考えられる。
- 2 ここで、本件新株発行は第三者割当ての方式で行われている。そして、Y社の取締役は特許会社(2条7号)かつ非公開会社であるが、株式は無限責任株式である。そのため、本件新株発行の審判審判であり本件議案の決定は株主総会の決議によるなければならない(199条2項)。
- 3 7月、Y社から令和4年6月25日と26日とに招集・決議した本件株主総会(以下、総会③)は商法に定められていないが、決議は有効か。
- 10 (1)本件決議はY社の代表取締役(349条1項)であるDが議決権を行使したところ、Xが保有するY社株式500株のうち400株についてのみ議決権を行使した。100株はBが保有しているが、Xが保有しているという点に問題がある。分かります問題設定です。
- 15 (2)ここで、同年2月20日にBからXに対して行われたY社株式の善意売却に差つく名義書提供訴訟が行われている。株式譲渡(1項2項127条)について、Y社株式は無限責任株式である。Bは会社法136条に基づいて他人から株式を譲渡して取得することを承認するか否かの決定の請求がなされた。Y社定款(以下、定款)7条2項に基づき、Yの特許であるXの譲渡に該当するため、承認したものとみなされる。
- 20 (3)名義書提供について、XとBは定款8条に基づいて申請書を作成し、互に署名押印の上で、3月30日にY社に提出している。Xの押印について、Xは令和4年5月1日に会社印の印影が1月印影から現在印影に変更されているため、定款10条1項に基づき印影の変更についてXはY社に届ける義務がある。申請書についても同条2項に基づいて届けた印影を使用しなければならない。Xは印影の変更についてY社に届けていない。しかしながら、Xは印影変更後に、令和5年6月27日の定時株主総会(以下、総会②)に

1 ページ

裏面へ

- おいて、定款25条、会社法310条順・2項に基き、Aの委任状を
 印影を使用して作成し、Y社に送付している。Y社は現行印影
 を用いて作成し、Y社に送付している。Y社は~~委任状~~届出印と委
 任状の印影の相違について、徳特に問題と可記である。Aに
 よる議決権を行使を求めた。このことから、Y社は事実上
 Xが~~届出~~現行印影について届出ることなくとも、現行印
 影について適法に使用していることを黙認したといえる。良い評価です。
 (4号のため、名義書換に際する申請書に²⁰現行印影が使われて
 いたとしても、Y社は定款10条2項にて取り扱うことは、民法1
 0
 条2項の信義則に反する。さらに、同申請書は印影以外に~~無効~~
申請の効力か問題と可記である。意図的に右路を、有力な
申請を提出している。したがって、Xの上記申請は有効であり、定款
 22条に基き、Xは令和6年3月末日時点で株主名簿に5000株
 の議決権を有する株主に記載されていると認められる。
 15
 4. したがって、Xに4000株の~~議決権~~議決権を認め、令和6年の
 総会③は~~無効~~無効となる。この場合、本件新株発行は株主
 総会における適法承認を得ていないため、会社法199条
2項に反する。少し飛躍してしまったでしょうか。
 5. よって、本件新株発行には手続上の瑕疵はあり、~~無効~~
 20
会社法210条1項の~~無効~~に該当する。
 そして、本件新株発行により、Xの所有持議決権が有効
 化されるため、Xは不利を蒙ることを²⁵差止め請求が認め
 られる。手続~~瑕疵~~もあり、新株発行からこれ以後に~~無効~~その効
 力を要知とするための主張立証は困難となるため、仮処分
 25
 を受けるのは手遅れになってしまう手損も認められる。
 6. 以上から、本件新株発行に、Xが主張する手続上の~~違~~
 法~~点~~は~~あり~~、差止事由はある。
 保全の方に引っ張られてしまっていますが、会社法上の問題を論じれば十分です。
 全体としてよく書けていますが、ナンバリングや改行の部分が気にな
 30
 りますので、自分なりのルールを作っておくようにしてください。

ここを丁寧に指摘
 できている人は少
 なかったです。

ここでは決議が取り消し得るものであることがわかればよいです。